

令和2年8月7日

校友会医学部分局・歯学部分局

公認サークル及び同好会 主将・連絡担当 各位

(cc.顧問教員各位 …ご指導方よろしくお願ひします。)

医学部長 浅沼 幹人

校友会顧問 宮石 智

課外活動における新型コロナウイルス感染拡大防止
への対応について（お知らせ）

課外活動における新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について、
下記のとおりお知らせしますので、各サークルは必ず遵守してください。

記

- 1 添付ファイル「校友会学生県外移動管理表」を作成しておくこと。
 - ・県外はすべて記載すること。
 - ・提出は求めないが、有事には提出を求めることがある。
- 2 自宅待機期間にある学生（※1）は、サークル活動に起因する他学生との接触を禁止する。
- 3 添付ファイル「別紙1」にある指示事項を遵守すること。
 - ・これは課外活動再開の申請の際、既に周知しているもの。
 - ・ガイドラインを一部改定
 - 屋内の場合、「・発声音量は通常の会話程度にとどめる。」を追加
- 4 サークル活動に起因する5人以上が集まる会合（食事会を含む）を自粛すること

※1 2020.7.31 付の「県外移動と通学者への今後の対応」を要確認。

http://www.hsc.okayama-u.ac.jp/mdps/news_1383.html#a02

正課外活動を再開するに当たっての感染症対策

- ・ 毎日検温し、以下の症状がある学生は、当日の活動を禁止する。
 - 平熱以上の発熱又は咳・喉の痛み等の風邪症状
 - 倦怠感又は呼吸困難等の自覚症状
 - 嗅覚又は味覚障害の自覚症状
- ・ 運動を伴う活動，楽器演奏，発声等を除いて，原則マスク着用を義務付ける。
- ・ いわゆる 3 密状態における活動を禁止する。
- ・ 他者との距離は 2 m（最低 1 m）を確保すること。
- ・ 密集する施設については分散利用すること。
- ・ 他者との接触，組み合わせ又は向かい合って発声する等の行為を禁止する。
- ・ 密閉する施設については，30 分ごとに 10 分間は換気を行うこと。
- ・ 当日の活動前と活動終了後（帰宅前）に，水と石けんを使用して 30 秒以上の丁寧な手洗いを行うこと。（手指消毒薬の使用が望ましい。）
- ・ 用具等については，使用前に消毒を行うこと。
- ・ ゴミ（ティッシュペーパーやドリンクボトル等を含む）の処理・廃棄は，ビニール袋等に入れて，各自持ち帰ること。

許可する活動内容等

※上記 3 の感染症対策を十分取れたとき，限定的な活動再開を段階的に認める。

- ・ 体育会系クラブ・同好会
活動開始許可日から 2～4 週間の練習は基本練習，体力トレーニングとし，練習時間を短縮し実施。上記期間後に感染状況，練習状況等を鑑み，本格的練習再開を許可
- ・ 文化系クラブ・同好会
活動開始許可日から 2～4 週間は練習時間を短縮し，徐々に通常練習時間に移行を前提とする。
- ・ すべての本学正課外活動施設及び体育施設（沖元ボート艇庫及び牛窓ヨット艇庫を含む。）の利用
- ・ 学外施設（ホール，集会場，音楽スタジオ，体育館，グラウンド，テニスコート，水泳プール，アイススケートリンク，ジムカーナ場等）の利用
- ・ 他大学との共同練習（当該他大学が正課外活動を禁止していない場合に限る。）
- ・ 以下に掲げる新入生勧誘活動
 - 活動や練習等の見学・体験
 - 岡山大学校友会ホームページ及び各団体が独自に作成するホームページや SNS などによる新入生に向けた情報発信，Zoom 等を利用したオンライン説明会等。

許可しない活動内容等

- ・ 学内外での合宿，岡山県外への遠征等
- ・ スポーツ大会，対外試合，学外者との練習試合，コンサート，ライブ等への出場・参加
- ・ 本学校友会クラブ及び同好会の主催する前項のイベントや行事の開催
- ・ 団体として学内外で開催する飲食を伴う懇親会等
- ・ 以下の掲げる新入生勧誘活動
 - 不特定多数の新入生に対するチラシ配布
 - 学内外における飲食・会食

施設別利用上のガイドライン（医学部分局・歯学部分局）改定 2020. 8. 7

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
部室，ミーティングルーム	<ul style="list-style-type: none"> ・ マスクを着用すること。 ・ 他者との距離は2m(最低1m)を確保し，対面としないこと。 ・ 原則，出入口及び窓を開放すること。 ・ 換気扇が設置されている部屋は，必ず運転すること。 ・ 分散利用すること。 	【医学部分局・歯学部分局】各団体
楽器等の演奏を行う部屋及び歌唱や発声を行う部屋	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との距離は2m(最低1m)を確保し，対面としないこと。 ・ 演奏，歌唱，発声を行うときは，マスクを外すことを認めるが，対面としないこと。 ・ 発声音量は通常の会話程度にとどめる。 ・ 演奏，歌唱，発声を行うときは，出入口及び窓をすべて閉鎖すること。ただし，30分ごとに10分間は，演奏等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。 ・ 換気扇が設置されている部屋は，必ず運転すること。 ・ 分散利用すること。 	【医学部分局】鹿田軽音楽部，岡山大学ピアノ部.SPF, animato
室内活動場所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 他者との距離は2m(最低1m)を確保し，対面としないこと。 ・ 発声等を行うときは，マスクを外すことを認めるが，対面としないこと。 ・ 発声音量は通常の会話程度にとどめる。 ・ 大きな音を出すときを除き，出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが，それができない場合は，30分ごとに10分間は，演奏等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて 	【医学部分局】美術部，M・ESS，鹿田茶道部，鹿田写真部，OCSIA，OSAL，岡山大学医学部ラボサークル，国際医療勉強会 ILOHA，COMEs，鹿田書道サークル

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
	<ul style="list-style-type: none"> 換気を行うこと。 ・換気扇が設置されている部屋は、必ず運転すること。 ・分散利用すること。 	
<p>屋内体育施設 (体育館, 武道場, 多目的ホール, プール, 学外施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との距離は2m(最低1m)を確保し、対面としないこと。 ・発声や激しい運動を伴う活動においては、マスクを外すこととするが、対面としないこと。 ・発声音量は通常の会話程度にとどめる。 ・人と人が接触する活動・練習・行為は禁止する。 ・出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが、それができない場合は、30分ごとに10分間は、運動等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。 ・換気扇が設置されている部屋は、必ず運転すること。 	<p>【医学部分局】 鹿田水泳部, バドミントン部, 男子バレーボール部, 男子バスケットボール部, 卓球部, 剣道部, 柔道部, 空手道部, 女子バレーボール部, 女子バスケットボール部, S.F.C, D.M.C,</p> <p>【歯学部分局】 バスケットボール部, バドミントン部, 剣道部, ボウリング部, 卓球部</p>
<p>クラブ棟トレーニングルーム</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との距離は2m(最低1m)を確保し、対面としないこと。 ・発声や激しい運動を伴う活動においては、マスクを外すこととするが、対面としないこと。 ・発声音量は通常の会話程度にとどめる。 ・人と人が接触する活動・練習・行為は禁止する。 ・出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが、それができない場合は、30分ごとに10分間は、運動等を停止し出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。 ・換気扇が設置されている部屋は、必ず運転すること。 ・分散利用すること。 	<p>【医学部分局・歯学部分局】 各団体</p>
<p>屋外体育施設 (グラウンド, テニスコート, プール, 弓道場, 学外施設等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との距離は2m(最低1m)を確保し、対面としないこと。 ・発声や激しい運動を伴う活動においては、マスクを外すこととするが、対面としないこと。 ・人と人が接触する活動・練習・行為は禁止する。 	<p>【医学部分局】 北アルプス三俣診療班, 鹿田水泳部, 陸上競技部, ソフトテニス部, 硬式庭球部, 準硬式野球部, サッカー部, 弓道部, スキー部, ゴルフ部, S.F.C, JCS, 岡山大学医歯薬ラグビー同好会,</p> <p>【歯学部分局】 硬式庭球部, 準公式野球部, サッカー部, 弓道部</p>

施設種別	ガイドライン	想定される利用団体
沖元ボート艇庫	<ul style="list-style-type: none"> ・他者との距離は2m(最低1m)を確保し、対面としないこと。 ・発声や激しい運動を伴う活動においては、マスクを外すこととするが、対面としないこと。 ・人と人が接触する活動・練習・行為は禁止する。 ・屋内においては、出入口及び窓をすべて解放することを原則とするが、それができない場合は、30分ごとに10分間は、部屋の出入口及び窓を2カ所以上開けて換気を行うこと。 ・換気扇が設置されている部屋は、必ず運転すること。 	【医学部分局】 漕艇部

各団体より提出する「正課外活動開始のための申請書」の内容

- ・顧問教員と相談し、「正課外活動を再開するに当たっての感染症対策」を参考に、準備物及び活動前・中・後の確認事項を作成すること。
- ・「正課外活動開始のための申請書」については、半月単位で作成するものとする。
- ・7月から限定的な活動を申請する場合は、7月前半、後半の「正課外活動開始のための申請書」を提出すること。
- ・8月以降の申請については、別途指示する。

「正課外活動開始のための申請書」の確認及び許可

- ・各団体より提出された「正課外活動開始のための申請書」の内容を高大接続・学生支援センター学生支援部門の教員複数名で確認し、許可・不許可を決定する。
- ・活動を許可する場合でも、活動内容、参加者を特定できるような書類を作成することを各団体に要請する。
- ・活動開始を許可され各団体は、感染症対策、必要事項を使用する施設等に掲示するよう各団体に要請する。
- ・感染リスクのため参加したくない部員がいることを認識し、無理やり参加を強要しないこと。